

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成24年
(2012年) 12月15日

第1853号

毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
句報 TEL 03(3262)2309
発行人 原田 正司

http://www.si-gichokai.jp

市議会旬報

9項目の要望決定し活動 本会の社会文教委員会



小野敏雄・副委員長(留萌市)があいさつ

社会文教委員会は11月28日、東京・全国都市会館で第145回委員会を開催した。当日は議長交代により委員長が欠員となっていたため、委員長の補欠選任が実施されるまでの間、小野敏雄・副委員長(留萌市)が議事を進行した。補欠選任では選挙の結果、委員長に山内弘一・柏市議会議長が就任した。

地方制度調査会は11月29日、東京・全国都市会館で第24回専門小委員会を開催し、大都市制度についての中間報告素案をまとめた。委員会では年内の取りまとめを目指す。

大都市制度で 素案まとめる 地制調の専門小委

【中間報告・具体的な方策】
▽指定都市制度Ⅱ①二重行政の解消を図るための見直し②住民自治を強化するための見直し▽中核市・特例市制度Ⅱ①両制度の統合②都道府県からの事務移

素案では、大都市制度をめぐる現状と課題を説明するとともに指定都市制度、中核市・特例市制度など市の現状と具体的な方策が提示されたⅡ2・3面に抜粋掲載。
地制調で議論されてきた

譲③住民自治の拡充④地方の拠点である中核市・特例市の役割の強化▽都区制度Ⅱ①都から特別区への事務移譲②特別区の区域の見直し③都区協議会④住民自治の拡充

会議では▽地域医療施策▽保健衛生施策等▽医療保険制度▽介護保険制度▽少子化対策等▽雇用対策▽社会福祉施策▽環境保全施策▽文教施策Ⅰの9項目からなる要望を決定。この要望は、11月8日開催の第93回評議員会で、各都会



山内弘一・社会文教委員長(柏市)

「新たな大都市制度」の項では、24年8月に成立した「大都市地域における特別区の設置に関する法律」の制定に伴



鈴木正規・環境省大臣官房長に対し要望

より提出された要望項目を加味し、取りまとめられている。会議終了後には、山内弘一・委員長、小野敏雄・副委員

い、税源配分や財政調整など特別区を設置する際の留意点を挙げた。特別市(仮称)の検討では、

地域主権で大綱決定

政府

政府は11月30日に「地域主権推進大綱」を閣議決定した。同大綱は今後2〜3年を見据えた国、地方間の諸課題

地方自治制度の見直し―など9項目が列挙された。うち、義務付け・枠付けの関係では、第1次一括法、第2次一括法の円滑な施行を求めた。また、義務付け・枠付けを新設する場合は必要最小限にとどめることとし、必要

に対する取組方針を示したものの。課題では▽義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大▽基礎自治体への権限移譲▽地方税財源の充実確保▽

に応じ地域主権戦略会議が意見

なお当日は、厚生労働省保険局国民健康保険課の渋谷亮・国民健康保険指導調整官、同省雇用均等・児童家庭局総務課の黒田秀郎・少子化対策企画室長が、それぞれ所管事項について説明した。

「二重行政」の解消で大きな意義があり、更に検討すべき課題があるとしたⅡ詳細は総務省ホームページ参照。

見を述べることとした。地方税財源の充実確保については、24年度税制改正大綱、社会保障・税一体改革の方向性に沿って、地方税財源の充実確保を推進することとした。地方交付税については、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を適切に確保することとしたⅡ本紙4・5面に地域主権推進大綱の概要を掲載。

年の特別職とし、任期中の解職や再任も可能とすることを検討すべき。また、区長を公選とすべきかどうかについても引き続き検討。

- また、現在、区には区の事務所の長（区長）、区の選挙管理委員会、区会計管理者を置くこととされているが、これに加え、現行の教育委員会制度を前提とする場合には、小中学校の設置管理等をできる限り区で処理できるようにする観点から、条例で、区に教育委員会や区単位の市教育委員会の事務局を置くことを可能とすることを検討すべき。区の教育委員会等は、小中学校の設置管理など、必ずしも市で一体的に処理する必要がない事務のうち条例で定めるものを処理することすることを検討すべき。
- 以上のような区の役割の強化に併せて、区を単位とする住民自治を強化すべき。特に区単位の議会の活動を推進するため、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行うこととすることを検討すべき。

2. 中核市・特例市制度

(1) 中核市・特例市制度の現状 (略)

(2) 具体的な方策

①両制度の統合

- 人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となるという形で、中核市・特例市の両制度を統合することにより、一層の事務の移譲を可能とすることを検討すべき。

②都道府県からの事務移譲

- 今後、都道府県から中核市・特例市に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、中核市・特例市が多様である現状を踏まえると、一定の事務の移譲は法令で行うが、その他については条例による事務処理特例制度を活用することについて検討すべき。

- 条例による事務処理特例制度により都道府県から中核市・特例市に事務の移譲を行う際には、両者間で適切に協議が行われ、事務処理に必要な財源が適切に措置されることにより、各市の規模・能力や地域の実情に応じた事務の移譲が行われるべきもの。

- しかしながら、移譲事務の内容については都道府県の意向が強く反映されているのではないかと、また、事務移譲に伴う財源措置が不十分なのではないかとの懸念も存在するため、その運用のあり方について、引き続き検討。

③住民自治の拡充

- 中核市・特例市においても住民自治の拡充は重要な視点であり、地域自治区等の仕組みを地域の実情に応じて活用することについて検討すべき。

- 中核市・特例市の市議会議員の選挙区は、指定都市が区ごととされているのに対して、特に条例で選挙区を設けない限り市域全体。より地域に密着し、住民との結び付きの深い市議会議員を選出する観点から、選挙区を設けるべきかどうか、引き続き検討。その際には、選挙区の設定方法をどのように考えるかといった視点が必要。

④地方の拠点である中核市・特例市の役割の強化

- 中核市・特例市のうち、地方の拠点である都市については、周辺市町村と適切な役割分担を行い、圏域全体の連携を進めるため、定住自立圏の考え方が有効。このような中核的な都市の担うべき役割とそれに伴う財政措置について検討すべき。

- 定住自立圏の中心市と周辺市町村との間の柔軟な連携の仕組みについて、制度化する方法を基礎自治体についての議論と併せて検討。

3. 都区制度

(1) 都区制度の現状 (略)

(2) 具体的な方策 (略)

Ⅲ. 新たな大都市制度

1. 特別区の他地域への適用

(1) 大都市地域特別区設置法の制定 (略)

(2) 具体的な留意点 (略)

2. 特別市（仮称）

(1) 特別市（仮称）を検討する意義 (略)

(2) 特別市（仮称）について更に検討すべき課題 (略)

(3) 当面の対応 (略)

3. 大都市圏域の調整 (略)

平成24年11月29日
地制調第24回専門小委資料

大都市制度についての中間報告（素案）の抜粋

I. 大都市等をめぐる現状と課題（略）

II. 現行制度の見直し

1. 指定都市制度

(1) 指定都市制度の現状（略）

(2) 具体的な方策

①「二重行政」の解消を図るための見直し

(事務移譲及び税財源の配分)

- 指定都市と都道府県との「二重行政」の解消を図るためには、まず、法定事務を中心に、都道府県が指定都市の存する区域において処理している事務全般について検討し、指定都市が処理できるものについては、できるだけ指定都市に移譲し、同種の事務を処理する主体を極力一元化することが必要。
- 都道府県から指定都市に移譲する事務としては、都市計画と農地等の土地利用の分野や、福祉、医療分野、教育等の対人サービスの分野を中心として検討すべき。
- その際、少なくとも、県費負担教職員の給与負担や、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定など、地方分権改革推進委員会第1次勧告によって都道府県から指定都市等へ移譲対象とされたにもかかわらず移譲されていない事務は移譲することを基本として検討を進めるべき。
- 事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分も含めて財政措置のあり方を検討すべき。
(指定都市と都道府県の協議会)
- これまで言われてきた「二重行政」を解消するためには、このような事務の移譲及び税財源の配分に加え、指定都市と都道府県が公式に政策を調整する場を設置することが必要。このため、任意事務を中心に指定都市と都道府県が同種の事務を処理する場合等に適切に連絡調整を行う協議会を設置し、協議を行うことを制度化し、公の施設の適正配置や効率的・効果的な事務処理を図ることを検討すべき。
- 協議会においては、例えば、都道府県による指定都市の区域内における公の施設の設置や指定都市と都道府県が処理している同種の事務のうち指定都市又は都道府県が協議を求めた事項等について協議することとすることを検討すべき。また、例えば、指定都市と都道府県が処理している同種の事務のうち協議会で定めたものについてお互いに処理状況を報告することとすることを検討すべき。
- 協議会の構成員としては、指定都市と都道府県の執行機関・議会が共に参画することが協議の実効性を高める上で重要。例えば、会長は市長又は知事とし、委員は、市長又は知事と各議長を充てるほか、その他の議員又は職員から選任することを検討すべき。
- 協議会における協議が調わない事項が生じた場合には、現行制度上、自治紛争処理委員による調停を利用することが可能。しかしながら、調停は全ての当事者が受諾することが必要であるため、それでも解決が見込まれない場合を想定した何らかの新しい裁定等の仕組みを設けることを検討すべき。

②住民自治を強化するための見直し

- 指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについては住民により近い単位で提供するとともに、住民がより積極的に行政に参画しやすい仕組みを構築するため、区の役割を拡充することを検討すべき。
- 区の役割を拡充する方法としては、まず、条例で、市の事務の一部を区が専ら所管する事務と定めることを検討すべき。また、区長が市長から独立した人事や予算等の権限、例えば、区の職員の任命権、歳入歳出予算のうち専ら区に関わるものに係る市長への提案権、市長が管理する財産のうち専ら区に関わるものの管理権などを持つこととすることを検討すべき。
- このように、区長に独自の権限を持たせる場合には、現在は一般の職員のうちから命ずることとされている区長について、例えば副市長並みに、市長が議会の同意を得て選任する任期4

第4 ひも付き補助金の一括交付金化

●「地域自主戦略交付金」等の創設。

H23年度 投資に係る補助金等につき
都道府県向け9事業を対象。
H24年度 指定都市へ制度を導入。
対象事業を18事業に拡大。
(6,754億円(※沖縄振興一括交付
金を含めると総額8,329億円))

- ①地方の自由度の拡大、効率的・効果的な財源の活用に向け、制度の推進を図る。各年度の制度の検討に当たっては、地方の意見を十分把握。可能な限り早期の地方への情報提供。
- ②総額については、地方の安定的な財政運営や事業の着実な執行に配慮し、今後、対象事業が拡大される場合等を含め、所要額の適切な確保を図る。
- ③継続事業等に十分配慮しつつ、客観的指標に基づく配分を拡大。
(客観的指標に基づく配分の割合：平成23年度対象事業分の2割
平成24年度拡大事業分の1割)
- ④事務手続の改善、添付書類の簡素化等を進め、国と地方の負担軽減に努める。
- ⑤指定都市以外の市町村への導入等は、年度間変動等の課題を踏まえつつ、地方の意見を聞きながら、引き続き検討。

第5 地方税財源の充実確保

① 社会保障・税一体改革

引上げ分の消費税収の地方分
H26.4～ 0.92%
H27.10～ 1.54%

② 一般財源の総額の確保

- ①平成24年度税制改正大綱及び社会保障・税一体改革の方向性に沿って、地方税財源の充実確保を推進。地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。
- ②地方交付税については、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方税等と併せ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を適切に確保。

第6 直轄事業負担金の廃止

●維持管理に係る負担金制度を廃止。

- 国と地方の役割分担や今後の社会資本整備の在り方等とも整合性を確保しながら検討を行い、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について、平成25年度までの間に結論を得る。

第7 地方自治制度の見直し

- ①議会制度や議会と長との関係等に関する改正地方自治法成立(H24.8)
- ②第30次地方制度調査会(H23.8～)において大都市制度のあり方等について審議

- 現在地方制度調査会で審議されている事項や地方行財政検討会議等において引き続き検討することとされた事項について検討を進める。

第8 自治体間連携等(道州制を含む)

●関西広域連合の設立や九州等における取組

- 市町村や都道府県相互の自発的な連携等の具体的な取組が生まれてきたことも踏まえ、こうした連携等の形成に対する支援の在り方を検討。
- 「いわゆる「道州制」」については、様々な議論がなされている中で、地域の自主的判断を尊重しながら、その検討も射程に入れていく。

第9 緑の分権改革の推進(地域主権型社会を支える地域活性化の取組の推進)

- ①緑の分権改革モデル実証調査等を実施し、改革に取り組む団体数が順調に増加。
- ②定住自立圏構想の推進、過疎地域で主体的に行われるハード事業、ソフト事業に対する支援。
- ③自治体クラウドの取組の進捗

- ①事業化モデルの全国展開に向けた支援を実施し、地域からの日本再生の実現につなげる。
- ②定住自立圏構想の取組を一層充実し、圏域全体で必要な生活機能の確保を図る。集落対策・過疎対策により条件不利地域の自立促進を図る。
- ③効率的で災害に強い電子自治体の実現を図る。

地域主権推進大綱の概要

平成24年11月30日閣議決定
内閣府地域主権戦略室

【基本理念】地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするための改革。住民に身近な基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものとして位置付け、「補完性の原則」に基づき、国と地方が適切に役割を分担しながら、この国の在り方を転換するもの。

これまでの取組と成果等	今後の課題と進め方
第1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権拡大	
<ul style="list-style-type: none"> ①施設・公物設置管理の基準の条例委任等を盛り込んだ第1次・第2次一括法成立・施行（H23.4～） ②職員等の資格・定数の条例委任等を盛り込んだ第3次一括法案提出（H24.3） 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の実情に合った地方独自の条例の基準等先行する自治体の情報提供を積極的に行う。 ②第3次一括法案に盛り込まれた事項の実現を図る。 ③地方分権改革推進委員会の第2次勧告のうち、これまでの見直しで対象とならなかった事項等について、地方からの見直し提案を受けて、現在、第4次見直しにおいて検討を進めている。 ④今後の義務付け・枠付けの新設については、累次の勧告等に基づき、必要最小限にすることとし、所管府省、総務省においてチェックを行い、また、必要に応じて、地域主権戦略会議が意見を述べる。事前情報提供制度への適切な対応を図る。
第2 基礎自治体への権限移譲	
<ul style="list-style-type: none"> ①都道府県の権限を市町村に移譲するための第2次一括法成立・施行（H23.8～） 	<ul style="list-style-type: none"> ①移譲事務の内容、留意点等を周知、助言するほか、所要の財源措置等円滑な施行を図る。 ②地方からの提案を受けて、現在、第4次見直しにおいて検討を進めている。 ③第30次地方制度調査会における結論を踏まえ、都道府県から指定都市、中核市、特例市及び特別区への事務の移譲を図る。
第3 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）	
<p>アクション・プランの策定（H22.12）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、法案化作業を実施。 ②地方公共団体が特に移譲を要望している事務・権限（直轄道路・直轄河川、ハローワーク関係）については、検討チームを設置し検討。 ③ハローワークについて、国が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う相談業務等を一体的に実施する取組を進めるとともに、移管と実質的に同じ状況を作る「ハローワーク特区」（浦和、佐賀）を開始。 ④②③以外の一都道府県内で完結する事務・権限についても、検討チームを設置し検討。 	<p>アクション・プランを基本としつつ、以下の方針で取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」及び「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」を閣議決定したところであり、引き続き基礎自治体等の理解を得るための取組等も進めつつ、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を目指す。 ②直轄道路・直轄河川は一都道府県で完結するものは原則移管することを基本とし、個別協議に基づく移管の早期実現に向け対象となり得る道路・河川を確認し積極的に取り組む。 ③ハローワークについて、一体的取組と「ハローワーク特区」を進め、検証を行い、権限移譲を検討。 ④一都道府県で完結する事務のうち関係府省が移譲できるとする事務と全国知事会が先行的に移管を求める事務を並行して検討。

9月定例会意見書・決議の議決状況(上) (24.8.1~10.31)

件名	意見書	決議
【税・財政】	【 10】	【 13】
○議場に国旗及び市旗の掲揚	0	4
○その他	0	9
【地方行政・議会・選挙】	【 84】	【 3】
○税制全体の抜本改革の確実な実施	38	—
○地方財政の充実・強化	37	—
○県有施設及び補助金の見直しにおける慎重な対応	4	—
○その他	5	3
【医療・保健衛生】	【 158】	【 1】
○「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等	69	—
○「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定	12	—
○任意ワクチンの定期接種法への位置づけ、予防接種制度に係る費用負担の見直し	11	—
○国民健康保険制度における国庫負担の見直し・増額	11	—
○愛知県の福祉医療制度の存続・拡充	9	—
○B型肝炎・C型肝炎患者の救済	8	—
○石川県におけるドクターヘリの早期配備	7	—
○その他	31	1
【教育・文化】	【 202】	【 13】
○少人数学級の実現、教職員定数の改善、平成25年度教育予算の確保、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充	101	—
○私学助成を拡充し、学費の公私間格差を是正	49	—
○防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実	8	—
○就学・修学制度に関わる制度の拡充による保護者負担の軽減	7	—
○「教育費無償化」の前進	6	—
○いじめのない社会を実現するための対策	2	4
○第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致	1	8
○その他	28	1
【農林・水産】	【 30】	【 0】
○森林・林業・木材産業施策の積極的な展開	19	—
○T P P (環太平洋戦略的経済連携協定) に交渉参加反対・慎重な対応	7	—
○その他	4	—
【公害・環境保全】	【 179】	【 3】
○地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築	114	—
○原子力発電所における再稼働反対・安全対策、新たなエネルギー政策の早期確立	29	1
○放射線等による被害対策の早期実施、被災者に対する支援の継続・充実	15	2
○建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決	10	—
○災害廃棄物の広域処理に対する対策・推進	5	—
○その他	6	—
【合計】	【 663】	【 33】
【総合計】	【 1,154】	【 67】

議会

トピックス

地方へ地球温暖化対策の税一部譲渡を

9月定例会の意見書・決議の状況(上)

このほど本会では、9月定例会の「意見書・決議の議決状況」をまとめた。今号から上・下の2回に分け、各議会の議決状況を掲載する。「上」では「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築」を求める意見書が114件で最多となった。このほか、意見書の議決数では「少人数学級の実現など義務教育関係予算」が101件、「脱法ドラッグとりわけ脱法ハーブに対する早急な規制強化等」が69件の順に続いた。

地球温暖化防止に向けた温室効果ガス削減は、地球規模の重要課題となっている。意見書では課題解決に向け「地球温暖化対策のための税」の一定割合を市町村へ譲渡する仕組みについて、早急に整備するよう求めている。

「地球温暖化対策のための税」は同対策推進のため、平成24年10月1日より導入されている。原油など全化石燃料に課税する従来の石油石炭税の仕組みを活用し、二酸化炭

素排出量に応じ税率を上乘せする。右表参照。3年半をか

「地球温暖化対策のための税」について(24年度改正)

○段階的实施

品目	課税物件	本則税率
石炭(1トン当た)	原油、石油製品(1キロリットル当た)	H24年10月1日
(7000円)	(2,400円)	月1日
+2200円	(2,200円)	H26年4月1日
(9200円)	(2,540円)	月1日
+2200円	(2,800円)	H28年4月1日
(11400円)	(2,660円)	月1日
+2300円	(1,860円)	
(13700円)		

* () は石油石炭税の税率

○石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO2排出量に応じた税率を上乘せする。
○平成24年10月1日から実施し、税率は段階的に引き上げることとする。
○増収見込額 初年度約39.1億円 平年度約2.623億円

け段階的に税率が引き上げられ、24年度は約39.1億円、28年度以降は約26.23億円の増収が見込まれる。税収は再生可能エネルギーの普及・促進などに活用される。

地球温暖化対策では「省エネルギー」の促進や「再生可能エネルギー」の活用による温室効果ガス削減のほか、「森林」の役割に大きな期待が寄せられている。我が国は京都議定書に基づき、平成24年までに温室効果ガスを平成2年比6%減とする削減値が義務付けられており、うち3.8%は森林吸収源で確保する予定としている。森林の整備・保全に取り組む市町村へ、財源措置する仕組みが不可欠な状況となっている。

出典：財務省HP